

国産SAF導入促進策具体化へ

■国交省／資源エネルギー庁、12月めどに報告

国土交通省航空局や資源エネルギー庁は、持続可能な航空燃料（SAF）の具体的な導入促進策の検討に着手した。石油元売事業者によるSAF製造プラントの最終投資決定を控える中で、国産SAFの製造・導入に関する費用負担や支援制度のあり方などを議論。航空会社や石油元売事業者によるSAFの利用・製造を後押しするための環境を整備する。12月をめどに制度に関する一定の方向性を取りまとめる予定だ。

2028年から29年ごろに国産SAFの一定規模の供給を想定する中で、石油元売事業者にとってはSAF製造プラントに関する最終投資決定を控えている。一定程度の売買契約にめどが立っていない状況では、石油元売事業者がSAF製造プラントに関する最終投資決定を実施できない。航空会社にとっては、燃料費の高騰は経営への影響が大きく、国際競争力のある国産SAFが必要不可欠な状況となっている。

こうした背景のもと、SAF官民協議会の製造・供給ワーキンググループ、流通ワーキンググループのもとに、関係する業界団体や企業、行政機関などで構成される「更なるSAF導入促進策検討タスクフォース」が設置された。

タスクフォースの設置を報告・確認

した25日開催のSAF官民協議会の第7回会合では、世界各国・地域における政府や空港のSAF導入支援策、SAF混合義務の現状などの説明が行われた。例えばジェット燃料との価格差の補填、SAF導入に際しての費用回収策や支援措置の手法、SAF収益保証メカニズム、燃料事業者へのSAF混合義務、航空会社へのSAF利用義務、国産SAF利用促進事業（東京都）、スコープ3環境価値取引実証試験（成田国際空港など）——などが紹介された。

更なるSAF導入促進策検討タスクフォースは7月から12月にかけて、具体的なSAF導入促進策について、制度のあり方などの検討・議論を集中的に実施する。その上で12月めどに開催が予定されるSAF官民協議会

で、取り得る導入促進策などについての方向性を報告。関係業界団体や関係各社、関係省庁などと認識を共有する方針だ。

SAFの取り扱いに関して日本では22年6月に改正航空法が成立した。改正航空法が22年12月に施行されたタイミングで国交省は「航空脱炭素化基本方針」を公表。30年時点で、日本の航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換える目標を示した。24年6月に開催されたSAF官民協議会の第5回会合では、石油元売事業者を対象とした30年におけるSAF供給目標量について「19年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当以上」とすることを確認した。